お客様各位

弊社における施工不備の発生について

11月15日に弊社の親会社であるミサワホーム株式会社より、弊社ミサワホーム北海道株式会社が建設した一部の建物で補助水平構面の施工不備が判明した件について発表いたしましたが、本日付けで国土交通省から本件に関する措置等が発表されております。

詳細は下記、国土交通省発表内容及びミサワホーム株式会社の開示資料をご確認ください。

国土交通省ホームページ

http://www.mlit.go.jp/report/press/house05_hh_000446.html

ミサワホーム株式会社ホームページ 子会社等における施工不備の発生について 子会社等における施工不備の発生について (その2) 11月29日付 本日の一部報道について

お客様並びに関係する皆様方には、多大なるご迷惑とご心配をお掛けすることとなり、誠に申し訳なく、改めて深くお詫び申し上げます。

なお、弊社旭川支店が施工した建物について、国交省からの依頼で特定行政庁が調査した結果、 面材は施工されていたものの面材をとめつけている軸材の仕様が型式適合認定等の仕様と異なる物 件が1件、北見市で判明し、国土交通省からはこれについても追加調査を行うよう指示されており ます。

補助水平構面とは、壁パネルや屋根パネルの変形を抑える補助的な部位であり、今回の施工不備が判明した物件においては構造計算等にて安全性に問題が無いことを確認し、調査にあたられた特定行政庁からは建築基準法の構造安全性には問題がないとのご報告を得ております。

弊社では、国土交通省の指示に従いミサワホーム株式会社と共に早急な調査を行います。また、 本件に関するお客様向けのお問い合わせ窓口を下記の通り開設しております。

ミサワホーム北海道株式会社

電話番号: 0120-330-184 受付時間: 24 時間(無休)

なお、11 月 15 日に発表いたしました弊社の当該調査建物のオーナー様には、前回発表の概要と 今後の対応等について既に弊社よりご連絡させていただいておりますことをご報告申し上げます。